

再資源化事業等の高度化に関する認定基準検討ワーキンググループ設置について

1. 設置の趣旨

効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業並びに再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）が令和6年5月に成立し、同月に公布された。

同法では、再資源化事業等の高度化に係る認定制度を設けているが、一部の認定の基準に関する事項については政省令で規定することとされており、施行に向けて個別・具体的な検討が必要となる。

これまで、中央環境審議会の下に設置された「静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」（以下「小委員会」という。）において、再資源化事業等高度化法に関する制度的な検討が行われてきたが、認定の基準の要件を検討するに際して、特に資源循環効果や温室効果ガスの排出量の削減効果の考え方については、より技術的・専門的な視点で詳細な検討や議論を行う必要がある。

以上から、小委員会での決定及び小委員長の指示の下、資源循環効果や温室効果ガスの排出量の削減効果の考え方について議論する専門の会合として、「再資源化事業等の高度化に関する認定基準検討ワーキンググループ」（以下「認定基準WG」という。）を設置する。

2. 委員の構成

別紙のとおり。

3. 小委員会への報告

認定基準WGの検討状況については、小委員会に報告する。

4. 事務局

認定基準WGの事務局は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課内に置く。認定基準WGに関する庶務は事務局及び事務局と契約を締結した事業者において処理する。

5. 検討内容等の公開等

認定基準WGは、原則として公開するものとする。ただし公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は認定基準WGを非公開とすることができる。

再資源化事業等の高度化に関する認定基準検討ワーキンググループ
委員構成

(敬称略・五十音順)

伊坪 徳宏	早稲田大学理工学術院創造理工学部環境資源工学科 教授
菊池 康紀	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
所 千晴	早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授
中谷 隼	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 准教授
橋本 征二	立命館大学理工学部環境都市工学科 教授
村上 進亮	東京大学大学院工学系研究科 教授

オブザーバー

検討事項に応じて、オブザーバーとして関係者を招き意見を聴取する。